

令和5年度 第2回 新潟市介護保険事業等運営委員会 議事録

日時：令和5年10月23日（月）午前10時00分～

会場：新潟市役所本庁舎3階 対策室2・3

出席者：板垣委員、伊藤委員、猪股委員、岩嵯委員、片柳委員、柄澤委員、杉本委員、
須田委員、竹内委員、徳善委員、長谷川委員、古澤委員、松井委員、皆川委員、
山口委員

事務局：（高齢者支援課）田中課長、尾暮課長補佐
（地域包括ケア推進課）高橋課長、井越課長補佐
（介護保険課）佐藤課長、川上課長補佐

傍聴人：2名

（司 会）

おはようございます。これより令和5年度第2回新潟市介護保険事業等運営委員会を開催いたします。私は本日の司会を務めます、高齢者支援課の尾暮でございます。どうぞよろしくお願いたします。

本日は阿部委員、五十嵐委員、小川委員、佐野委員からご欠席の連絡を頂いております。佐藤委員は後ほどいらっしゃると思います。

本日の会議に着きましては、議事録を作成するため録音させていただきますのでご承知お願いたします。では、記事に入る前に本日の会議資料のご確認をお願いします。

事前配布資料として、「次第」、「座席表」、「資料1 第9期計画の基本理念と政策体系」、「資料2 令和4年度地域包括支援センターの活動状況（概要）」、「資料3-1 令和4年度地域包括支援センターの業務評価（概要）」、「資料3-2 令和4年度地域包括支援センターの業務評価（集計表）」、「資料4-1 地域包括支援センター業務委託法人選定スケジュール」「資料4-2 地域包括支援センター業務受託法人公募要領」、当日配布資料として「資料1の差替分」です。5ページ、6ページ、14ページ、15ページ、37ページの差し替えとなります。それをまとめたものを配らせていただきました。以上となりますが、お手元にお揃いでしょうか？不足がございましたら挙手をお願いいたします。よろしいでしょうか？それでは次第に沿って会議を進行いたします。

ここからは柄澤委員長より議事の進行をよろしくお願いたします。

（柄澤委員長）

はい、承りました。皆さん、おはようございます。今日もよろしくお願いたします。では、ここから議事を進めさせていただきます。まずは議事1の「第9期計画の基本理念と施策体系

などについて」ですが、資料もすぐたくさんございまして、トータル 70 分程度で進めていきたいと思います。ひとつの説明につき、平均すると 10 分程度になるのですが、テーマによって話し合いが少し時間を要するものと、そうでないものもあるかなと思っております。第 9 期の地域包括ケア計画に向けて、今月と来月とちょっと密に会議がございませうけれども、それが重要なフェーズに入っているということだと思っております。

皆さんは様々な立場からの代表としてここにご参加いただいております。「ここはぜひ自分が一言言っておかなければ」ということがございましたら、どうぞ言い忘れのないようにご発言いただければと思います。また、時間が許せば、全体を終わったところで、何か途中で言い忘れたことや、全体を聞いて、言わなければならないことはありませんか？というところで、ご発言頂こうという風に思っておりますので、もし過ぎてしまったと思ったら、メモしてその時にご発言ください。では、さっそく一つ目のところから、事務局のご説明をお願いいたします。

(事務局)

高齢者支援課の田中です。よろしく願いいたします。それでは「第 9 期地域包括ケア計画の基本理念と施策体系などについて」、ご説明をいたします。まず、1 ページから 5 ページまでの基本方針や重点的に取り組む事項を説明し、そこで一旦質問やご意見を頂いたあと、順次、施策ごとの説明を行い、質問ご意見をいただくという流れで進めさせていただきます。なお、施策ごとの説明はポイントを絞ってご説明いたしますのでご了承ください。

それでは、資料 1 をご覧ください。「1. 基本理念(案)について」です。新潟市地域包括ケア計画は、基本理念を掲げ、計画期間における各施策を実施してまいりました。第 8 期計画における基本理念は「自分らしく安心して暮らせる健康長寿社会の実現(地域包括ケアシステムの進化推進)」と決めました。

本市では地域包括ケア計画の上位計画となる総合計画が令和 5 年度から新たに「新潟市総合計画 2030^{ニージロサンゼロ}」としてスタートしました。この総合計画では、高齢福祉分野の施策の方向性として「高齢者が自分らしく安心して暮らせる健康長寿社会の実現」を掲げるとともに、「住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができると思う高齢者の割合」を施策指標としてその維持・向上を目指していることから、現行の基本理念と方向性が一致しています。また、現行の地域包括ケア計画は、地域包括ケアシステムの深化・推進を通じ、人と人、人と社会がつながり、一人一人が生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことができる地域共生社会の実現を目指すこととしており、こうした考えは地域共生社会を重視する総合計画とも重なります。これらを踏まえ、現行の基本理念を次期計画においても継続して掲げていきたいと考えております。

なお、誰もが役割を持って活躍できる社会を実現していく総合計画の考え方を具体的に反映させるため、基本理念については 2 ページの新旧対照表のとおり見直しを行いたいと考えております。

次に、3ページをご覧ください。「2. 基本方針及び施策体系（案）」についてです。現計画においては、基本理念の実現に向けて、「予防」「生活支援」「介護」「医療」「住まい」の5つのキーワードを基礎とした基本方針に施策体系を分類し、各種施策を展開しましたが、本年6月に「共生社会を実現するための認知症基本法」が成立し、国を挙げて認知症対策に取り組んでいく方向性が示されました。これを踏まえ、これまで4. 「医療」に含まれていた「認知症施策の推進」を3つ目の新たな基本方針として分類し、本市の施策としての位置づけをさらに明確化して取り組みを推進していきたいと考えております。

続いて4ページの基本方針及び施策体系における新旧対照表をご覧ください。今ほど説明しました認知症施策を新たな基本方針として分類するほか、「生活支援サービス等の充実」の項目として掲げている「(3) 地域での見守り活動の推進」と「(4) 地域の資源を生かした多様なサービスの充実」については、見守り活動や地域資源の充実には地域住民の方々の主体的な活動が重要であり、一体的に進めていく必要があることから、このたび一つにまとめさせていただいております。

次に5ページの「3. 重点的に取り組むべき項目（案）」についてです。こちらは机上にお配りしました差し替え用の資料のうち、右肩に「5ページ差替」とある資料をご覧ください。

「新潟市総合計画^{ニューゼロサンゼロ}2030」において、取り組みの大きな方向性として、「介護予防・健康づくり・社会参加の促進」、「地域での支え合い・認知症施策の推進」、「介護サービスの充実と生活基盤整備」、「在宅医療・介護連携の推進」が示されていることを踏まえ、その中から以下の4つを重点的に取り組むべき事項として考えております。前半部分の説明は以上でございます。

(柄澤委員長)

はい、ありがとうございました。では、早速話し合いの場として、皆様のご意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか？全体の構成の変更、再構成については概ね説明がされていたかなと思っておりますが、5ページ差し替えの分の、この中では支え合いの仕組みづくりとか人材確保などについては、これまでの会議でもいろいろと「こうなんじゃないか？ああなんじゃないかな」という話が出ていたかという風に思いますので、もしでしたらそのあたりについて、人材などということでは、竹内委員や皆川委員などは何かおありかなと思っているのですけど。もしおありでしたらどうぞ。ここではよろしいですか？では、支え合いの仕組みづくりということに関しては、生活支援コーディネーターでおられる須田委員は、何か今の現状がこうですよ、とか。2025年が近づいていて、この第9期の期間中に入って行くわけですけれども、支え合いの仕組みづくりについて、このように進んでいるとか、またこのような課題があるとか、何かお気づきのことがあったらご発言いただけますか？

(須田委員)

この部分に関しては特にないのですけれども、私ども生活支援コーディネーターがずっと

活動していく中で、ちょっと不安に思っていたことがあるんですね。というのはこの支え合いの仕組みがいつまで続くのか、いつ終了することになるのかな？ということは、ずっと気になっていて、その辺のお話を聞かせていただくことができればお願いしたいと思います。

(柄澤委員長)

はい、事務局いかがでしょうか。

(事務局)

はい、地域包括ケア推進課です。いつもお世話になっております。

国のほうでは、高齢化社会が進んで、2025年を目指して地域包括ケアシステムを構築するんだということで、この支え合いの仕組みづくりが始まったわけですけれども、2025年で終わりということではなく、さらにこれからも「深化・推進」を進めていくんだという方針でありますので、今のところ、これがいつ終わるということではなく、引き続きこのような体制を続けていくのだと思います。

(柄澤委員長)

はい、よろしいでしょうか。ほか、全体の理念について、もちろんこのあと細かいところでもいろいろあるのでしょうかけれども、これはこういう表現だと物足りないとか、もしかしたらあるのかもしれませんが、よろしいでしょうか。では、また先に進みながらここに戻ってくることもあるかと思しますので、次に進みたいと思います。事務局お願いします。

(事務局)

それでは基本方針の各施策についてご説明いたします。冒頭申し上げましたとおり、6つの基本方針について、ひとつずつ進めさせていただきます。各施策の現状と課題の説明は省略をさせていただきます。

それでは6ページをご覧ください。こちらは差し替え用の資料の右肩に「6ページ差替とある資料をご覧ください」とあります。基本方針の1.「予防」のうち、(1)「健康づくりと介護予防の推進」です。取組方針としましては、健康と要介護状態の間であるフレイルを予防するため、引き続きフレイルチェックに取り組むとともに、参加者の増加につなげるため、実施圏域を順次拡大し、すべての圏域での実施を目指します。

また、介護予防にも有効である地域の茶の間の取り組みを推進するとともに、リハビリテーション専門職との連携や高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施し、高齢者の健康増進と普及啓発に努めてまいります。

7ページは(2)「生きがいつくりと就労・社会参加の支援」です。取組方針としましては、総おどり体操について、自宅で参加できるオンライン講習会の周知に努め、これまで講習会へ参加できなかった高齢者の健康づくりや介護予防を推進するとともに、講師養成講座で指導者ライセンスを修得した高齢者を派遣する講師派遣事業を積極的に広報し、地域の主体的な健康づくりを支援します。

また、老人クラブは会員数が減少傾向にあることから、会員確保や活動における課題を整

理し、活動を活性化するための仕組みづくりを支援してまいります。「予防」についての説明は以上でございます。

(柄澤委員長)

はい、ありがとうございました。では、今の説明に対して何かご意見がありますでしょうか？

皆さんの場が温まる前にちょっと私から、知らないのを教えてください、ということなんですけれども。総おどり体操のオンライン講習会の周知ということや、そんなことしてただと私も知らなかったんですけれども、どのくらい今やっていて、どのくらい人数がいて、どんな使われ方の実態があるのかなど、教えてくださいと思うところですが。

(事務局)

まずオンライン講習会ですが、令和4年度の実績ですと、トータルで年間600の方がオンライン講習会で総おどり体操に参加したという実績がございます。施設等にも案内をしたんですけれども、多くは個人個人でLINEで登録の手続きを踏まれた方が、ご自宅で参加しているという状況が多くなっておりますので、これからは高齢者の施設等でもこういったオンライン講習会に参加できるように発信をしていけたらという風に考えていたところでございます。

(柄澤委員長)

はい、ありがとうございます。本当に今いろんな体操教室的なものがオンラインでもできるというのはとても便利になっているんですけど、それというのは、みんなでやっている姿がZoomのような感じで一緒に見えるみたいな感じですか？

(事務局)

そうですね。

(柄澤委員長)

一人でやるのはちょっと孤独でやれなくても、みんながやってるなと思うと励まされたり、なんだったら少しそこで交流ができたりすると、それこそ支え合いの仕組みづくりのようでいいなあと思ったりして話を伺っていました。

あと、きっと老人クラブのことは、今日ちょうど小川委員がお休みということなので、参加されていたらきっといろいろ意見があったんだろうなという風に思っております。「活動の活性化に向けた仕組みづくりを支援します」ということには、どんな支援があるんだろうなと思いますので、次の議事録に残していただくことも含めて、追加説明があったらお願いいたします。

(事務局)

はい、ありがとうございます。老人クラブの会員数減少ということについて、老人クラブ連合会からも、このままだと無くなってしまおうという声はお聞きしております。様々な価値観がある中で、ご本人たちの価値観も大切にしながらも、現在一生懸命活動されている方もい

らっしゃいますので、例えば、活動中困っていることや手続き面でも、改善等があればお話を聞かせていただきながら、まずはその活動をしっかり続けていけるような支援を行っていきたいと思います。それと、やはり会員を増やして活性化させるというのが良いのではないかと思いますので、今すぐに「こういう策がある」と申し上げられないのですが、老人クラブでは、リーダーとして活動されている方の研修も定期的に行っているようですので、そういった方々のお声も聞きながら、市として何ができるのかというのは一緒に考えてさせていただきたいと思います。

(柄澤委員長)

はい、ありがとうございました。今の話を聞きながら、うちは比較的田舎に住んでおまして、昨日草刈りがあったんですけど、その時に交わりながら思ったことは、老人クラブを孤独にしないというか、衛生部長とかいろんな人達が空いている土地があったりすると、これってそのうちの老人クラブの人たちの畑にしたらどうだろうか、この土地を貸してもらえないのかな？みたいなことを言ってらっしゃるんですね。で、老人クラブの方もボランティア的にお掃除してくれたりとか、色んなことをやってくれることもあって、自治会全体が老人クラブのバックアップというか、一緒にそこがうまくいくといいなという風に、気にかけておられるんだなっていうことが、そのやりとりで、ああうちの町内はこんななんだっていう風に思ったんですね。小川委員の話をよく聞くと、やっぱり同時にクラブにいる人だけや会長だけが頑張ってるとか、その周囲だけが頑張ってるっていうことになってるっていう辛さがあるのかなっていう風に思ったので、その老人クラブの活性化とかっていうことに関してはもちろんいろんな価値観もあるんですけども、もう少し広いところでバックアップするとか、そのことを考えるみたいなことが、地域の支え合いの仕組みづくりと一緒にあったところであるといいのかなあなんて思ったんですけど、どうでしょう？事務局の方はどう思われますか？

(事務局)

はい。このたび私どもの令和4年度の決算審査の中で、議員の方からもそういったお声がありました。例えば老人クラブの活動だけにとどまるのではなくて、委員長がおっしゃったような町内会などの中に入って一緒に活動したらどうかとご意見もございました。このことについては、大変良いことだと思いますので、担当する高齢者支援課から老人クラブに対して、そういった活動に参加していったらいいのではないかと、というようなお声掛けしていくように努めていきたいと思っています。

今、お話があったとおりですが、老人クラブ単体では、活動も限られてしまうのは確かにあるかと思っています。むしろクラブの方から地域に積極的にお声掛けを頂いて、地域の中で自分たちが活動できる活躍できる場がないかというような話をさせていただくこともこれからしていきたいと思っています。ご意見ありがとうございました。参考になりました。

(柄澤委員長)

はい。私もあと数年で老人クラブにお誘いがかかったりするかもしれないのですが、今は仕事ばかりしていて地域に貢献していないんですけど。他人事じゃないなと思ったので発言させていただきました。

この項目について、もうちょっとだけ時間があるんですけど、ご発言ある方いらっしゃいますか？どうぞ。

(片柳委員)

この6ページの(1)のところの取組方針なんですけど。フレイルチェックは大変大切なことと思うんですけど、どういう場所でどういう人を対象に行っているのか教えてください。

(事務局)

フレイルチェックについては、市内の日常生活圏域の中で、場所については借りられるところを用意しながら、65歳以上の方を対象にやっています。今30圏域全部の圏域では実施できていないため、順次拡大をしております。現在のところ24圏域でやっておりますので、あと6圏域残ってるんですが、来年再来年と少しずつ順次拡大して、なるべく30圏域全体でやりたいと考えております。

(柄澤委員長)

その主催はどこになるんですか？圏域ということは地域包括支援センターですか？

(事務局)

主催は新潟市ですが、このフレイルチェックについては、実際にフレイルチェックを受けていただく方と運営をする方がいるんですけど、運営する方についても高齢者の方にやっていたいております。元気な方についての健康づくりや生きがいにもつながっているということで、いい事業だという風に考えております。

(柄澤委員長)

そうですね。やっぱり予防・未然ということがすごく重要になってくると思うので、この活動は確かにまだ全域に広まっていないということであれば、それは評価もしやすく実現しやすいようなことなので、是非という風に私も思います。

(徳善委員)

老人クラブの会員であり、フレイルチェックのサポートもさせていただいています。フレイルチェックをしていただいて、大勢の方がボランティアで出てくださいって、運営がとてもいいんですけども、ちょっとここ弱ってるよねという方に対するフォローがなかなか行き届いていない気がしていて、それが残念で。お手伝いしてる方のモチベーションが下がっている、そしてコロナ禍で、お手伝いしていた方々も体力が落ちてきていて、この日お手伝いをお願いしますか？という表が配られるんですけど、なかなか手が挙げられない。自分がなんとか立ち上がっても家族が病気だったりして。ずいぶんお手伝いの人たちの人数が減ってるんじゃないかなということがあります。それで一度フレイルチェックをして、しばらくしてからもう一度、「その後いかがですか？」というチェックもあるんですけど、これについて

もその間、何をしていたのか、何をしてください、こういくことができましたか？っていう、そういう対応ができていたのかどうか、というのが何も見えてないなあというのがあって、とても辛いと思っていました。

(事務局)

フレイルチェックに限らず、ここ数年においては新型コロナウイルスの影響もあって、なかなか社会参加ができないという状況がございましたので、フレイルチェックのサポーターの方々もそういった理由で、近年はちょっと少なくなってきたのかなという感じはしております。それと、フレイルチェックを受けた後に、半年後にもう1回チェックをしていただいて、今の健康状態が維持されているのか、それとも悪化しているのかということ判断して、改善に結び付けるというような形をしておるんですけども、この再チェックを受ける方というのが、全員じゃないというのがちょっと残念なところですので、なるべくその2回目のチェックを皆さんに受けていただいて、健康維持ができているのか、というところはチェックできるようにしていきたいと思います。

(徳善委員)

血管年齢を調べるとか、体組成計を使うとかということにはできないんですか？簡単なんだけど。(事務局)

このフレイルチェックのチェック内容は、東京大学のフレイルチェックの内容に基づいてやっておりますので、今のところそのようなチェック内容になってないというのが現状なんです。

(徳善委員)

機械で測って、こんな数字だねっていうのが見えると、ちょっとまた食事に気を付けようかなということにつながっていくんだけど、ただ足が上がりましたとか立ち上がりがスムーズですか？とかぐらいだと、次に行って、あなたダメじゃないの、という感じで言われるのも切ないということもあって、なかなか次につながらないというのはあるかなと思います。この間、たまたま「血管年齢を調べます」と言ったら、長蛇の列ができていたのを見たものだから。若い人も取り込みながらやれると楽しげでいいなという、そんな景色を見せていただきました。

(柄澤委員長)

フレイルの定義自体が、血管年齢とちょっと違うところにあって、そういうものがなくても簡便にみんなができるっていうことだったりするので、コンスタントには難しいかなという風に私の方は思うんですけども。ときどきそういう物がプラスアルファであると、誰かが行こうかなと思うかもしれない、みたいな工夫は可能な範囲でできるのかなというのも思いました。ただ、やっぱりそれで終わりではなくて、いろんな事業で、それこそ総おどりのオンラインだったりとか、いろんなことがありますよとか、こんなことがフレイルの予防だとか今の状態を継続するためにありますよ、というところへの誘いみたいな形のものはある

んですか？チェックだけで終わるとやっぱりがっかりするんだと思うんですけど。

(事務局)

チェックをしていただいて、例えばフレイル(虚弱)が進んだということであれば、介護保険総合事業の中で該当者になるかどうかチェックがありますので診断してみてください、というような形にはなると思います。

(柄澤委員長)

ありがとうございました。ジャッジされてダメって言われた、となるか、励ましになるか。こうやったら元に戻れる、フレイルっていうのは戻れるからチェックしているのであって、やっぱり今まさにここが頑張りどころだよっていうような形で、その時にはこういうのが使えるよ、お気に召すものがあつたらこの辺でいかがでしょう、みたいなものがあると、行った甲斐があつたりとか、ダイエットもそうですけれど、時々やっぱり現実を突きつけられるとまた頑張りようかな、みたいになるきっかけにフレイルチェックがなつたらいいのかなという風に思っているんで、せっかくのフレイルチェックがうまくその人たちの励ましになって、健康維持が続けられるようにしていただければというのは嬉しいです。

(事務局)

予算もございますし、機械を導入するということになるといろいろ課題も出てくると思いますが、発展的な意見としてご参考にさせて頂きたいと思います。

(柄澤委員長)

私は機械を入れろとはまったく言ってなくて、新潟市がやっている総合事業とかの紹介につなげたらいいと言ってるだけなので、そんなにお金はかからないことかなという風に思いますので、実現可能なところをお願いします。

(須田委員)

私もフレイルサポーターをやらせてもらっているんで、ちょっとその観点から同じお話をさせていただきたいと思いますが。先ほど徳善委員から、サポーターのモチベーションが下がっているというお話もありましたけど、これは一律ではなくて一部の地域になっていると思います。土地柄にもよるのかなという風には考えております。それから、6か月ごとのフレイルチェックで、その間、何をするかということなんですけども。参加された方には区毎に栄養、運動、社会参加という3つの項目に分けた、市とか区でやっているいろいろな事業を紹介しておりますので、それを活用していただくことにはなっております。ただですね、それだけではなかなか積極的に半年間頑張りようというところに行き着く人が足りないと思います。今現在、北区でうまくいって、北区のフレイルサポーターと区役所職員が一緒になって、その半年間をどうするのかということで、体操教室に勧誘したりとかして、その結果、半年後のフレイルチェックの効果が出ているということも言われております。ただ、そういった取組に積極的に動いているのが北区だけという風に私には見えるので、今後はそ

れを全区に広げていけるようなことを話そうかと思っています。今月下旬にフレイルサポーターの研修会がありますので、そこで、区ごとに組織化も含めてということをご提案して、皆さんから考えていただこうかなとは思っております。以上です。

(柄澤委員長)

ありがとうございました。私もとても勉強になりました。全ての圏域での実施を目指しますと、ここにはあるんですけども、全てになればいいだけではなくて、それが効果が上がるような、その仕掛け・仕組みみたいなものも含めて取り組んでいくといいのかなということが、いろんな人がお話を下さって明らかになったかなと思います。ありがとうございます。

(長谷川委員)

今のフレイルチェックの下に書いてある、地域の茶の間関連の部分についてお聞きしたいです。

「リハビリテーション専門職との連携」という文言があるんですけど、私は地域包括支援センターに在籍していて、介護予防の啓発・推進ということで、元気な方へのアプローチもやっています。その中でリハビリ専門職の方との連携もできたらすごくいいなと思っています。例えば、この「連携」という中で、今後、事業化しそうな取組を考えているとか、リハビリ専門職と話をしているとか、まだ形になってなくても、何かあれな教えていただきたいなと思います。

(事務局)

地域の茶の間によっては、月に1回作業療法士さんに来ていただいて相談などを受けていただいている状況があります。それとは別に、後期高齢者医療制度との一体的実施として、保健師を地域の茶の間に派遣しまして、そこで、後期高齢者の検診に使う問診票をチェックしていただくことをやっています。保健師が行くので血圧も測るんですけども、そういう取組もすでに地域の茶の間で実施しているという状況ですので、今後もこういった形で進めてまいりますし、更に今後については、他にもリハビリテーション専門職など、例えば言語聴覚士会などがございますので、そういうところも協力できてやっていくようであれば進めていきたいと思っています。

(柄澤委員長)

はい、では次の項目に進みたいと思います。事務局お願いします。

(事務局)

続きまして、2.「生活支援」についてご説明いたします。9ページをご覧ください。(1)「在宅生活を支援する福祉サービスの推進」です。取組方針としましては、在宅生活を支援する各種福祉サービスについて、実際の利用状況や在宅介護実態調査の結果などを参考に、中長期的な観点から検討を行い、必要な見直しを行います。また、支援を必要とする高齢者や介護者を各種福祉サービスへ適切につなげるため、介護保険サービスガイドや市ホームページなどへの掲載を通じて周知に努めます。

11 ページは、(2)「権利擁護の推進」です。取組方針としましては、高齢者虐待防止連絡協議会において、関係機関の連携をより強化し、虐待防止に有効な手段や施策の具体的な検討を行うほか、記載の内容に取り組んでまいります。

次に14 ページですが、こちらは差し替えの資料、右肩に「14 ページ差替」とある資料をご覧ください。(3)「地域資源を活かした見守り活動と多様なサービスの充実」です。先ほど説明しましたとおり、この項目は現行計画の(3)「地域の見守り活動の推進」、(4)「地域の資源を活かした多様なサービスの充実」の項目を一つにまとめたものです。取組方針としましては、地域住民や地域の関係機関などと連携し、引き続き地域の見守り体制の整備に取り組むとともに、閉じこもり防止や生きがい創出のため、地域の茶の間の立ち上げや運営を支援します。また、住民主体の生活支援団体の育成に取り組むとともに、支え合いの仕組みづくり推進員が中心となり進める、住民主体で支え合い・助け合う地域づくりを支援します。さらに、複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、属性や世代を問わない重曹的支援体制の整備を進め、地域共生社会の実現を目指します。

次に15 ページですが、こちらでも差し替え用資料の右肩に「15 ページ差替」とある資料をご覧ください。(4)「地域包括支援センターの評価」です。取組方針としましては、引き続き地域の総合相談窓口としての役割を果たしていくとともに、属性や世代に関わらず相談支援できるよう関係機関と協働しながら体制づくりに取り組みます。地域ケア会議の開催に引き続き取り組み、地域包括支援センターでの支援事例などの共有を図ることで、ケアマネジメントの実践力向上につなげるなど、地域住民への支援をより適切に行うための体制整備を行ってまいります。生活支援についての説明は以上でございます。

(柄澤委員長)

はい、ありがとうございます。生活という概念が広いので、けっこう多岐に渡った内容になりますが、このことについて何かご意見等おありになる方いらっしゃいますか？多様なサービスの充実みたいなところでいろいろと挙がってしまっていて。以前も、新潟市の多様なサービスがあっても、それが広報として生き渡らなかつたり、いろいろ探してホームページを見ても、これでは分かんないんじゃない？みたいな話があって、少し改善をしていただきました。で、その改善の手応えってあるんですか？っていうことだとか、その時は、でもまあそうは言っても、いわゆる外注できない予算との関連で、職員が作っている限界もあって、みたいなことがあったんですけど、相変わらずその状況は同じなんですか？っていう素朴な質問をちょっとしたいと思ったんですけど、いかがでしょう？

(事務局)

先生が仰っているのは安心連絡のことかなと思います。ご意見をいただきまして、消極的な話ばかりで申し訳ないんですけども、職員ができる範囲でホームページ等の内容の充実には努めさせていただいたところです。手前味噌ですけども、以前に比べれば、ずいぶんわかりやすくなったかなという感じはします。ただ、件数的には残念ながら安心連絡はあま

り伸びておりませんので、周知の方法が足りないのか、それとも私たちの方で的確なニーズ把握ができていないのか、その辺はちょっと考えないといけないと思います。まずはホームページですとかサービスガイドに載っているということ、それを見た時にわかりやすく、正確に情報に辿りつけるような丁寧な広報に引き続き努めていきたいと思いますので、ご意見等こうしたらよいのでは？というものがありませんでしたら、お聞かせいただければありがたいと思っております。

(柄澤委員長)

はい、ありがとうございます。安心連絡だけの話ではないと思いますが、サービスガイドは年々ちょっとずつわかりやすく、目次とか見出しの組み方でどうなってんの？と思っていたのが、以前より見やすくなって、工夫されてるいるなという風に思っております。あのサービスガイドは、今はネットでも見れて PDF でダウンロードできるので、コンピューターを持っていけば情報を取れると思うんですけど。でも、高齢者の欲しい人に渡っているのかな？ということが若干気になっているんですけど、どのようにあれがどこに置かれてどういう風に行き渡っているのか、教えていただいてもいいですか？「サービスガイドは何部ぐらい作られて、実際このようになって残部はこんななんです」みたいなこととか。

(事務局)

今年度分は3万5000部印刷しております、各区役所、出張所、保健センター、あと電話でご要望があれば、自宅に発送させていただいたりとか、市役所の福祉部の出入口付近に、無料で持って帰れるように設置しております。どんな場所に置かせていただくかは、引き続き考えていきたいと思っております。

(柄澤委員長)

はい、ありがとうございました。もしアイデアがありましたら、後ほどお寄せください。

この項目についてはよろしいでしょうか。では次、お願いします。

(事務局)

はい、続きまして3.「介護」についてご説明いたします。16ページをご覧ください。(1)「介護サービスの充実」です。取組方針としましては、「住まい」と「介護」の役割を担う特定施設入居者生活介護の新規整備のほか、既存の住宅型有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅の特定施設入居者生活介護への移行を推進するとともに、適正運営に向けた指導を継続いたします。地域密着型サービスにつきましては、地域の要介護認定者や認知症高齢者を支える重要な拠点であることから、今後も計画的に整備を進めます。また、地域で医療・介護が受けられるよう、看護小規模多機能型居宅介護や定期巡回・随時対応型訪問看護の更なる普及を図ります。施設サービスは、入所が必要な重度の入所申込者を解消するため、地域密着型によるきめ細かな施設整備を行うことに加え、既存の特別養護老人ホームに併設するショートステイの特別養護老人ホームへの転換整備を進め、在宅での介護が困難な方への支援を図ってまいります。

21 ページをご覧ください。（２）「介護保険事業の円滑な実施」の①「介護給付適正化と介護サービスの質の確保」です。取組方針としましては、介護給付適正化事業の柱である「要介護認定の適正化」「ケアプランの点検、住宅改修の点検及び福祉用具の購入・貸与調査」「医療情報との突合・縦覧点検」の３事業に続き取り組みます。また、介護相談員の派遣や専門研修等の情報提供、介護施設等における事故報告の周知徹底、従事者に対する高齢者虐待防止のための研修の実施などの取り組みを通して、介護サービスの質の向上に努めます。

23 ページは、（２）「介護保険事業の円滑な実施」の②「介護サービスの情報提供と介護保険制度の普及・啓発」です。取組方針としましては、介護保険に関する様々な情報を発信することで、介護サービス利用者が適切な介護サービス事業者を効率的に選択できるよう支援するほか、市民に広く介護保険制度の周知を行い、普及啓発に努めます。

24 ページをご覧ください。（２）「介護保険事業の円滑な実施」の③「費用負担に対する配慮」です。取組方針としましては、市が独自に実施している保険料の低所得者への減免について、被保険者の実情に即した減免を引き続き実施してまいります。また社会福祉法人等の事業者による利用者負担の軽減についても、国の制度に加え、引き続き、市独自で支援します。

25 ページは、（２）「介護保険事業の円滑な実施」の④「災害・感染症に対する備え」です。取組方針としましては、介護施設等における災害・感染症に対する素材を促すとともに、防災や感染症対策など、国・県・庁内関係部局から得られる必要な情報を適切に提供できるよう努めます。また、「新潟市地域防災計画」、「新潟市新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づき、庁内関係部局と連携して、事前の備えを充実するとともに、災害・感染症発生時には、国や県と連携し、情報収集及び情報提供に努めます。

続いて、26 ページをご覧ください。（３）「介護人材の確保・定着及びその支援」です。事業所・養成校と連携し、「介護人材確保対策協議会」を開催するとともに、取組方針の「介護の魅力発進」、「新たな介護人材や多様な介護人材の確保」、「介護人材の定着支援」の３つの視点から、引き続き「医療と介護の出前スクール」、「介護施設見学会」、「介護職員などを対象とした専門研修」などの事業に取り組みます。また、新たに「デジタルサイネージや、SNS を活用した介護の仕事の魅力発信」、「介護事業所と介護職員の表彰式の開催」を実施し、市民に対して介護の仕事への理解ややりがいを伝え、介護職場のイメージアップ、介護人材の確保に取り組むとともに、「新任介護職員向けフォローアップ研修」、「メンタルヘルス・ハラスメント対策セミナーの開催」、「介護ロボットや ICT の導入事例の共有」を進めることで、働きやすい環境づくりの促進、職員の質の向上につなげます。4つ目の視点となりますが、国・県・関係機関との連携を図りながら介護人材の確保・定着促進を図ってまいります。「介護」についての説明は以上です。

（柄澤委員長）

はい、ありがとうございました。ここに関係してなにかご発言はございますでしょうか。

(伊藤委員)

介護事業者の枠として参加させていただく皆川です。16 ページの取組方針のところ、「住まいと介護の役割を担う特定施設入居者生活介護の拠点の確保を推進する」とありますが、これまでけっこう長い期間、新潟市はいろんな事情で特定施設を増やしてこなかったと思うんですけど、今回はどのくらいのレベル感で増やそうとしているのかとか、サ高住と住宅型を転換するということは、サ高住や住宅型は介護保険の積み上げ型なわけなんで、それが特定施設に転換されるということはまるめになるんで、その一棟の中での介護保険で出ていく部分が増えるわけなんです。なので、特定施設をどのくらいの計画で増やそうとされてるのかお聞きしたいなと思います。

(事務局)

高齢者支援課です。特定施設入居者生活介護につきましては、現状で数は検討している段階です。おっしゃるとおり、介護保険の積み上げということで、保険料とのバランスを取りながら調整をしながら確保していくことになろうかと思えます。この方針に関しましては、国の方で特定施設入居者生活介護を活用した介護サービス基盤の推進が謳われておりますので、新潟市としても、今まで他の政令市に比べてあまり進めてなかった特定施設入居者生活介護について、少し推進の力を強めていくということで、今検討している段階です。その数に関しては、これから各事業者様に意向を確認させていただいたり、内部的な給付に関するところなどを総合的に判断して、数を決定していく予定にしております。

(皆川委員)

ありがとうございます。細かい点でまたちょっと違う話で、定期巡回の方なんですけど、公募を出されても、手を挙げるところって今あんまりないと思うんですけど、これはどれくらい推進しようとしているんですかね？小規模多機能はどんどん増えてますけど、定期巡回って、いつも流れていくような感じであったり、実質指定があっても、実際には在宅のお客さんのところにと行かないというような事業者だったり、そんな話もあります。小規模多機能がこれだけ広がってきたら、定期巡回を推進するっていうのはバランスが難しいと思うんですけど。どのくらい増やそうとされているのか？

(事務局)

定期巡回・随時対応型訪問介護看護に関しましては、現状で北区にまだ事業所の設置がないというところで、まずは各区に1か所は設置されるような方向を目指しているところであります。ただ、定期巡回・随時対応型訪問介護看護に関しましては、新潟市において公募制、つまり総量の規制を規制をしているサービスではございませんので、事業者様の意向や創意工夫によって、開設をしていただくことがある程度可能なサービスということになります。ただ、その中でも特に新潟市で申し上げますと、例えば西蒲区ですとか北区、その人口密集地と呼ばれる場所ではない、少し人口が分散されているようなエリアに関しては、訪問型のサービスというのがかなり求められているということも事業者様からのお話でお伺いして

おりますので、実際ここに、というところまでは市に於いて判断するかどうかというのは、これからはなってくるんですけども、整備としては全体的に進めていく方針ではありません。実際の公募の状況なんですけれども、第8期に関してましては、毎年1か所程度ずつということで公募を実施しておりました。それに関しては、毎年1か所ずつ事業所の選定をしておりまして、第8期については計画どおり整備が進んでいるという状況になっております。(皆川委員)

今の西蒲区とか中心地じゃないところで定期巡回がなかなか推進できないというのは、事業の採算性の部分があるので、事業者側からしたら、そうだろうなあと感じます。あと、これは質問というより現状の共有です。最近報道されていて、全国の老協がアピールしてましたけど、毎年調査される介護事業者の収支差率っていうのが発表になって、全国の6割以上の特養が赤字になってるということで、デイサービスは収支差率、普通の会社で言えば、利益率ってことですけど、マイナス5%ですね、全国のデイサービスが。まあそういう現状があって、だからと言って各自治体が何かできることがあるのかというと、ちょっと難しい部分もあると思いますけど、これだけ事業所が今かなり傷んでいる状況だということ。これはエネルギー費が高くなったとか、人件費高騰とかいろんな理由が重なっているんですけど。これはご存じだとは思いますが、このへんの受け取り方を聞いてみたいと思ったんですけど、いかがでしょうか。

(事務局)

介護保険課です。様々なサービスを運営していく中で、赤字であったりとか収支差率が他県と比べてマイナスである非常に厳しい状況をお聞かせいただいたところですけども、我々もいろんな情報を、主に報道などの情報を聞きながら、あるいは事業者様から訴えを聞きながら把握をしているところであります。新潟市としましても昨年に引き続きまして、高熱費等の高騰対策支援金という形で、先日の9月議会で補正予算が通ったものですから、今その準備をしていて、もう間もなく皆様にご案内をするような形で、昨年に続きまして支援をしていきたいなと思っております。ただ、これは一時的なものなんだろうなと考えてるところで、本来であれば国の施策で、介護報酬を始めとした見直しなどをやっていかなければいけないことだと思いますので、申し訳ないですが自治体として予算の範囲内でやれる範囲でやっていく、あるいは、皆様の声を国へしっかり届けていくということが市の役割なんだろうと捉えています。今後も引き続き、そういった声を受けながら、できることは考えていきたいなと思っております。ありがとうございます。

(柄澤委員長)

ありがとうございました。あともしだったらケアマネさんとか介護相談員の方で、今のこの報告の中で、実際はこんな状態だよ、とか、何かございますが？よろしいですか。

(竹内委員)

お疲れ様です。連合新潟地域協議会からの竹内です。人材確保のところ質問をさせてい

ただきたいと思います。26 ページ（3）の取組方針の①のところ、魅力発信というところがあったんですけど、まず魅力発信を中心的にどのような魅力を伝えていくのかというところについて、まず質問させてください。

（事務局）

介護の魅力ですけれども、事業者の方ともお話をさせていただくと、どうも「3K」といいますか、マイナスのイメージがずっと付いていて、なかなか払拭できないということをお聞きします。実際はそうでもないし、本当にやりがいもあるし、むしろ時間的にも融通の利く職場だということなど、まず正しいメッセージを伝えなければいけないということでお話をいただいています。本市としては、令和2年度に「介護の魅力発信動画」を作成し、ホームページでも流しています。魅力発信ということで、保健衛生部とも連携しながら、小中高校生に向けての「医療と介護の出前講座」を開催しておりまして、その中でも動画を皆さんに見てもらいつつ、実際に現場で働いている方からの話を聞きながら、子供たちにこういった仕事で、こんなにやりがいがあるんだよ、というメッセージを発信しているところでございます。

（竹内委員）

ありがとうございました。人材不足というのは、労働界全体の話なんですけど。人口減、また新潟においては人口流出が多いということで、各職場、各団体も人が足りないってところは課題であります。私が全国ニュースで見たもので、ちょっと偏ってるかもしれないんですけど、日本で介護職で働く収入が20万円前後ですけど、海外で働く収入が90万円だというニュースもあって、そっちに流れていってると言っている人もあって。首都圏が多いのかもしれないですけど。やっぱり魅力があるってところは賃金面も大きいんだろうなと思いますし、労働界も今春闘で、賃金アップを目指していこうというところに力を入れております。なので、例えば小中学生にも行っていただいているのであれば、高校生なんかはもう具体的に将来どう働こうとか自分の身をどう動こうかなど、具体的に考えるところではあると思うので、他の企業と比較した介護の賃金収入とか、実際働いてる人からどのくらい融通の利き具合があるのか、介護職に転職された方とかで前の職場と比べてここが良かったとか、具体的などころがあると、やっぱりイメージしやすいんじゃないかなと思うので、ぜひその点を伝えてもらいたいです。例えば、高齢者の方も増えていくので、仕事も無くならないというところも一つの魅力なのかなと思いますので、いろんな魅力を具体的に伝えていただくとイメージしやすいと思いますので、ぜひその観点でもお願いしたいと思います。

（事務局）

はい、ありがとうございます。私どもの人材確保の協議会でもそういったお話をいただいております。例えば収入ですと、他の業界との比較として介護業界はこれくらいだよ、とか、有給休暇はこれくらい取れています、というような具体的な数値を示すと確かに伝わりやすいという風には思いますので、参考にさせていただきながら出前講座の取組を進めてまいりたいと思います。

(柄澤委員長)

はい、ありがとうございます。今の話、過去にもあって、やっぱりやりがいを押しでも限界があるよね、ということで。私はこれで食べていける、やっていけるということがないと、その先にはいかないのかなというのはとても現実的な話だなと私も思いました。この件、よろしいでしょうか。では先に進めたいと思います。お願いします。

(事務局)

続きまして、4. 「医療」についてご説明します。31 ページをご覧ください。(1) 「在宅医療・介護連携の推進」です。取組方針としましては、医療と介護のニーズを併せ持つ高齢者の増加が見込まれることから、入退院支援、日常の療養支援、急変時の対応、看取り等さまざまな局面において、地域における在宅医療及び介護の提供に携わる関係者が連携し、切れ目なく一体的に支援できる体制構築に向け、研修会等機会の充実を図るほか、人生の最終段階において本人が望む医療やケアなどについて元気なときから家族や医療・ケアチームと共有しておくことの大切さについて、市民だけでなく、支え手となる医療・介護専門職への理解と実践を促します。「医療」については以上でございます。

(柄澤委員長)

はい、この点についてはいかがでしょうか？ここは今までもそんなに大きく議論になった点がなくて、まあこんな感じで頑張ってるよね、みたいな話だったと思います。では、ここはこのまま次に行って、また全体でお伺いしたいと思います、では次に進んでください。

(事務局)

はい、続きまして、5. 「住まい」についてご説明します。33 ページをご覧ください。(1) 「多様な住まいの整備」です。取組方針としましては、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅について、介護が必要な方の住まいとしての役割が期待されていることから、引き続き適切な指導を行うとともに、新潟県との情報共有や連携を行うことで、質の確保に努めます。また、市営の高齢者向け住宅（シルバーハウジング）に派遣している生活援助員に対し積極的に研修等に参加するよう促し、高齢者を支援する技術や能力を高めます。

35 ページをご確認ください。(2) 「介護保険サービスの充実（施設・居住系サービス）」です。現状と課題、取組方針ともに、3. (1) 「介護サービスの充実」と重複しますので説明を省略させていただきます。

(柄澤委員長)

ではここまでのところで、ご質問やご意見、何かございますか。すまい方も重要というのが、地域包括ケアシステムの植木鉢の図にもあるように、一つのポイントでもありました。先ほどのサ高住など、あれはどちらかというと住まいの確保として作られるものですが、住まい単独に関しては時にご発言はないということでよろしいでしょうか。では、引き続き、「認知症施策の推進」についてお願いします。

(事務局)

はい、では37ページですが、こちらは新たに基本方針として分類した6。「認知症施策の推進」です。こちらは、差し替え用資料の「37ページ差替」とある資料をご覧ください。

取組方針としましては、認知症の正しい知識と理解の普及のため、認知症サポーターの養成に引き続き取り組むとともに、運動不足の改善や生活習慣病の予防、社会参加などが認知症の進行を遅らせる効果があるとされていることから、予防活動を引き続き行うとともに、認知症の人が社会参加できる地域活動の活性化に取り組みます。また、認知症の人の在宅生活支援のため、認知症の人の早期発見、早期診断、早期対応に取り組むとともに、認知症介護基礎研修など医療介護関係者の人材育成を進めます。さらに認知症の人とその家族のニーズと認知症サポーターをつなぐしくみづくりや見守り体制の構築に取り組み、認知症に理解ある共生社会の実現に努めていきたいと考えております。資料1の説明は以上でございます。
(柄澤委員長)

はい、ありがとうございます。今回これを外出しにして重要な施策として柱にしております。ここについてご質問、ご意見または日頃思っていることとか、こんなことはどうでしょう？というアイデアなど、何かございますでしょうか。

地域包括支援センターあたりですと、結構ご相談なんかも来るのかなと思うんですけど。私も認知症の家族会に先日行ってきたばかりなんですけど、すごく真面目なご家族がご近所に迷惑をかけてはいけないということでピリピリしていて、認知症の人をなんとか普通に振舞わせたいというような感じで頑張っているご家族の話を知ると、やっぱりもう少し認知症の人をみんなで見守る雰囲気があったら、こんなにご家族がピリピリしなくていいのかなあと思うケースを何件か立て続けに見ておりました。そんな相談は地域包括支援センターには行っているのかなと思ひまして。いろんな状況をご存知だと思うので、今の認知症の施策とか、地域は果たして認知症の人を温かく見守る地域になっているんだろうかという実情であるとか、何か思っておられることがあったら教えてください。

(長谷川委員)

認知症の相談は多くて、おそらくどこの包括支援センターでも相談分類では1位か2位になるぐらいだと思います。ご家族が抱え込んでいるような相談も多く見受けられます。少し個人的な感想になってしまうんですけども、認知症の相談で、とても早くから心配して今から予防のために何かした方がいいんじゃないかという風にご自身や家族がおっしゃる方と、本当にもう認知症が進んでしまっただろうとどうしようもなくなって、どうしたらいいのでしょうか？という風にご相談に来られるご家族の方と、二極化しているなというのが感想です。ちょうどいい段階でご相談に来ていただくというよりは、どちらか、早めか進んでしまっただけという状態になっているのが実情です。資料にもあるとおり、「早期発見、早期診断、早期対応」というのが核なのかなと思っているところです。特に医療と介護の連携のところにも関わってくると思うんですけども、やっぱり認知症のところになると、医師との協力連携も重要と思ひまして、「早期診断」というところでも早めに連携を取っていったらいいのかなと

思っております。

説明をいただいたので少しお聞きできればと思いますが、それぞれの区の事業の中で、例えば検診を区づくり事業としてやっている区の、効果とか今後市全体に広めようとか、何か市の中で話し合っていることがあれば、話を聞ければと思うのですがいかがでしょうか。

(事務局)

区づくり事業は、それぞれの地域特性を考えながら行っている事業なんですけれど、今お話にありましたように、北区では物忘れ検診ということで行っておりますし、西区では安心検診という名称でやっています。それぞれの区でやり方が違っておまして、北区のやり方は、北区内の医療機関の方からご協力いただいて、高齢者の特定健診をやるときに一緒に物忘れ検診をやってもらうというものです。ですので、無料で行っています。で、西区の方ではそうではなくて、1つの医療機関にお願いをして、そこに行ったら物忘れ検診的なものができますよ、というような形でやっていて、やり方が違っていているという状況でございます。ただ、北区の方は年々やっているうちに参加者とか発見率が下がってきていて、効果というものがどうであるかということは検証しなければいけないと思っております。2025年には65歳以上の方の5人に1人が認知症になるということも言われているので、検診的なことを全市的にやれないかという話もございます。ただ、今ほどお話ししましたように、どういったやり方をするのが一番効果的であるか、そういったところも考えながら今後検討していきたいというふうに思っております。

(長谷川委員)

ありがとうございます。私たち包括支援センターも、ぜひ他の区の状況とか検証の結果とかを何かの機会に聞けるとありがたいです。

(柄澤委員長)

私も、相談がすごく早い人と遅い人というのは、実態としてよくわかる感じがしました。町内の草刈りのときに、お年寄り同士が認知症についての話しているのを聞いていて、それは誤解です、と口を出したくなるようなことがいっぱいあって、もうちょっと、何と言ったらいいのか、そんなに怯えすぎることもないし、かと言って、何でもないことでもないというあたりの、この伝わり方はどうしたらいいものだろうという風にすごく思っております。検診となると、どちらかという不安がある人がそこに行って確かめたい、というようなところなんだろうと思うんですけど、それをきっかけに認知症の理解がじわじわと色々な人に広がるという機会が増えるといいのかなって思っています。どこでどうやったらそれがじわじわ増えるのか、他人事のうちはそうならないんだよなと思ったり、すごく悩ましいと思っております。認知症の方たちはこれから絶対に増えるので、それは一般の社会生活をしている中で増えるということなので、何かお知恵があったり、私たちの立場からはこんなふうに思ってるよ、ということがあればお聞きしたいと思いますが。

(事務局)

ご本人の意識というものと周りの人の意識というものがあると思うんですけど、私どももこれから認知症の方が増えるということで、まずは周りの方に認知症の正しい理解をしていただくということが必要だと思っているんですね。で、おっしゃるように、認知症というものはそんなに恐れるものじゃないんだよ、という理解が必要だと思いますので、事業としては、認知症のサポーター養成講座というものを行っております。また国でも、認知症基本法の前の認知症施策推進大綱の中で数値目標を立てていたのですが、当初は全国で1200万人の認知症サポーターを養成していこうということだったんですが、中間評価の中で既に1300万人を超えたということでございます。全国的にも認知症サポーターの養成が進んでいるということです。新潟市もこれまで養成してきましたが、8万人以上のサポーターを養成することができましたので、まずは周りの人たちに正しい理解をしていただくということが必要かと思っております。それと、最近盛んに言われるように、認知症ご本人の地域参加なども必要になってくると思いますので、認知症カフェなどもありますので、そういうところにご本人から参加していただいて、認知症をサポーター等にも参加をしていただいて、地域ぐるみで認知症の方を支えるという体制を今後作っていくことが必要かなと考えております。

(柄澤委員長)

はい、ありがとうございます。私もメイトさんをやっているんですけど、企業なんかは結構まとめて認知症サポーターになってくれているようなところがあったりして、どこの人がなっているのかなーと思っています。また、小学校とかにも行くことがあるんですけど、今まで行ってないようなところにも認知症サポーターの養成というような言葉が伝わるような開拓ができていけたらいいのかなという風に、今の話を伺いました。認知症についてはよろしいですか？

では、ここまでで一とおりの資料1についてお話をいただいて、皆さんからもご質問をいただきました。全体を通して、ちょっと言い忘れたので言っておきたい、という方はいらっしゃいますか？

(松井委員)

介護相談員の松井です。先ほど介護相談の派遣事業のことがありまして、その関連でご報告なんですけれども、ご存じのとおり、コロナ禍の影響がありまして。介護相談員というのは、施設の中に入って利用者の方とか家族の方とお話するという仕事なのですが、コロナ禍で施設の中に入れなくなりまして。コロナ以降は介護相談員の活動が全然できていない状況です。今は各施設でも面会の緩和などが進んでいるようなんですけれども、まだちょっと見通しが立たないのかなと私個人は感じているところです。以上です。

(柄澤委員長)

ありがとうございます。確かにコロナの問題はなかなか難しく、どこで踏ん切りをつけるかということなんですけど。今はもしかしたら失われてしまっているところをそのまま

常態化せずに、やはりじわじわと取り戻していった方がいろんなことができてるのかなという風に今話を伺いました。ありがとうございました。

ほか、よろしいですか。では次の議題に進みたいと思います。次は議事二つ目の「地域包括支援センターについて」になります。事務局からお願いします。

(事務局)

はい、それでは議事(2)地域包括支援センターについてご説明いたします。資料2「令和4年度地域包括支援センターの活動状況」をご覧ください。まず、「1.各業務の実施状況」についてご報告いたします。

「(1)総合相談支援業務」についてですが、高齢者の相談窓口として高齢者ご本人、ご家族、地域の方などから様々な相談を受け付けております。グラフ1につきましては、相談相手別の相談件数の推移ですが、令和4年度の相談件数の合計は前年度と比べ増加しており、地域住民、居宅介護支援事業者、その他関係機関、それぞれの項目で増加が見られました。下の表1については、行政区別の相談実件数です。参考に掲載しております。

2ページをご覧ください。グラフ2は相談手段別の相談実件数の推移です。電話での相談件数だけではなく、来所や訪問での相談件数も増加しておりまして、コロナ禍ではあるものの、徐々に社会活動の再開により対面での相談依頼が増加したものと考えております。表2につきましては、出張相談の実施回数です。老人憩いの家やスーパーなど、高齢者の身近な場所へ出向き、相談の機会を提供するとともにセンター自身の周知を行っておりまして、相談が少ない地区やセンターの所在地から遠い地区を選定するなど、工夫を施しながら実施しております。新型コロナウイルス感染症の影響で、令和2年度は実施回数、相談者共に大きく減少いたしました。令和3年度、令和4年度と実施回数を伸ばし、徐々に回復傾向にございます。

続いて「(2)権利擁護業務」についてです。高齢者虐待、成年後見制度、消費者被害に関する相談やその対応に係る業務でございます。3ページのグラフ3をご覧くださいと思いますが、権利擁護に関する相談件数は前年度より増加をしております。相談内容の割合では大きな変化は見られておりません。

続いて「(3)包括的・継続的ケアマネジメント支援業務」についてです。主にケアマネジャーがより良いケアマネジメントを行えるように支援するよう業務です。表3をご覧くださいと思います。ケアマネジャーのケアマネジメントや困難事例等に関する相談への支援回数、ケアマネジャーやサービス事業所を対象に行った研修会の開催数、他機関が開催する研修等での講師を務めた回数の推移が記載してございます。研修につきましては、オンライン開催を導入したことによりまして、前年並みの支援ができたところでございます。

次に4ページをご覧ください。「(4)地域包括支援ネットワークの構築」についてです。地域包括支援センターでは、高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を送ることができるように、圏域内の医療機関、銀行、商店街などへの訪問や、自治会、民生児童委員

協議会などの会議への参加、地域ケア会議の開催などを行って、包括的・継続的な支援体制の構築を図っているところでございます。

次に表4をご覧ください。地域ケア会議開催回数の推移でございます。少人数での開催やZoomなどのオンラインの活用など、開催方法を工夫することで前年度より回数が増加いたしました。

次に5ページをご覧ください。「(5) 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント」についてです。介護保険や総合事業、また多様な社会資源の利用による自立支援・介護予防を目的としたケアプランを作成するとともに、事業者との連絡調整を行う業務です。表の5につきましては、介護予防支援と介護予防ケアマネジメントの類型別のケアプラン作成件数で、これは1か月あたりの推移でございます。経年の推移を見るため、3月の1か月分の件数を比較しておりますが、近年は横ばいとなっております。表の6はケアプラン作成の際の居宅介護支援事業者への委託件数です。こちらも3月1か月分の件数を比較しておりますが、包括支援センターから居宅介護支援業者への委託件数の割合は年々増加をしているところでございます。

次の6ページにつきましては集計表となっております。説明は省略させていただきます。

以上が、地域包括支援センターの活動報告ですが、続きまして、資料3-1「令和4年度地域包括支援センター業務評価の結果」をご説明いたします。

資料の「1 業務評価の目的及び内容」についてです。業務評価の実施によりまして、地域包括支援センターを運営する事業者が業務を見直す機会とするとともに、適切に業務が行われているかを確認し、事業委託を継続していく際の資料とすることを目的に実施しております。令和4年度の実施業務分の業務評価より、国の調査票を活用とすることで質問の重複を調整するなど、評価方法を見直し、地域包括支援センターの業務負担の軽減を図ったところでございます。評価の内容については、表に記載のとおり、国の調査票を活用した50項目と市独自の評価指標24項目を加えた合計74項目となります。

2ページをご覧ください。「3 業務評価実施方法」については記載のとおりです。

「4 業務評価の結果」です。市が行った最終評価を点数化し、国の評価指標を70点満点、市独自評価指標を30点満点にそれぞれを換算し、換算後の合計点数を100満点で評価をいたしました。(1) 総合評価点数の分布ですが、契約更新にかかると基準を80点とし、いずれのセンターにおいても総合評価点数が80点以上であったことから、30センターすべてにおいて適切に取り組みが行われていると評価をいたしました。(2) 「総合評価点数の状況」ですが、全体の平均点は96点、100点満点のセンターが6センターございました。昨年度までは700点満点で評価していたわけですが、この700点満点を100点満点で換算しますと、昨年度の平均点は95点になりますので、ほぼ昨年と同様の傾向だったと考えております。

次に資料3-2をご覧ください。こちらが集計表になっておりますけれども、大項目ごとに上段に国の評価指標、下段に市の独自評価指標の獲得点数、その項目の満点の点数を記載し

ています。「国」、「市」の表記の右隣の欄に、それぞれの項目の得点率等を記載しております。表の一番下になりますが、その得点の換算後の欄が、国の評価指標を70点満点、市の評価指標を30点満点とした総合評価の点数となります。大項目ごとの得点率を見ますと、「Ⅱ 個別業務」の中の「2-2 権利擁護」と「Ⅲ 事業連携」の中の「3-2 認知症高齢者支援」が、国の評価指標、市の評価指標ともにすべてのセンターで満点となっております。

一方、得点の低かった項目につきましては、「Ⅱ 個別業務」の中の「2-4 地域ケア会議」です。センターが行う地域ケア会議につきましては、個別事業の検討を行う個別ケア会議と、日常生活圏域レベルの課題について検討を行う圏域ケア会議の二つがありますけれども、得点につながらなかったセンターについては、それぞれ年2回開催する目標に至らなかったこと、それと個別課題の解決に向けた検討はできたけれども、なかなか地域課題についての検討まで至らなかったことなどの理由でちょっと低くなっております。今後につきましては、各センターが年2回の地域ケア会議を開催し、課題解決に向けた検討がしっかりできるよう、職員研修の実施、それから地域ケア会議の活用が進んでいるセンターの取り組みを他のセンターにも共有するなど、引き続き支援を行っていきたいと考えております。説明は以上です。

(柄澤委員長)

はい、ありがとうございました。では、今のご説明に対して質問や意見はございませんでしょうか？

昨年この評価指標についていろいろご検討いただいて、実際初めてそれを見た時に、100点満点であることもそうですし、それぞれのところの個性が出たようなところもあって、わかりやすく見やすい評価になったのかなという風に私は感想を持ちましてけれども。地域包括支援センターさんは評価を受ける側として、今までと少し違っているわけですが、どう思ったとか、もうちょっとこういうことを評価してもらいたいとか、何かございますか？

(長谷川委員)

評価の仕方の見直しをしていただいたことで、目的及び内容にも「包括支援センターの業務負担軽減を図りました」と記載されているのですが、まさにそのとおりで、この評価のところでも毎年事務処理の負担が大きかったので、かなり軽減されて本当に助かったという印象です。

このような集計表で、職員だけでなく第三者の方が見てもわかりやすい業務の整理ができていると思います。職員としては負担が減ってありがたかったです。

(柄澤委員長)

はい、ありがとうございます。それは良かったです。80点っていうのをボーダーにしたというあたり、前はもうちょっと割合が低くて、みんなが余裕で入るものだったんですけど、80にした理由とかお考えを教えてくださいいいですか？

(事務局)

このたびの見直しと併せてこの辺も見直したんですけれども、委員長がおっしゃるようにボーダーラインが今までちょっと低すぎて、皆さんが合格になること、また、一般的に考えて合格点は80点以上だろうということもありまして、今回ボーダーラインを80点とさせていただきます。

(柄澤委員長)

わかりました。それが点数取りのために頑張らなきゃいけないみたいなことがあつては、それはそれで80が常識かどうかというところを考えなきゃいけないんですけど、今回皆さんやってらっしゃるところが80点以上になっていることと、あとは100点を取れるところもこれだけあるんだというところを考えると、これがすごく厳しいラインではないんだなということも確かめられたように思うので、昨年いろいろ検討していただいて妥当な評価基準になって、それで業務が軽減し、且つ評価をした甲斐があるものになったという風に受け止めました。

(事務局)

昨年度はいろいろ貴重なご意見を頂いて、こういった良い評価指標ができましたことを、改めましてお礼を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

(柄澤委員長)

先ほどの少し気になるところで、2-4の地域ケア会議について、これを実施することに困難を抱えている状況があると思うので、全体への「頑張れ」ということだけではない、個別の支援があると、おそらくできるのかなというように思うので、この評価をそのように使って、どこに行っても良い支援が受けられるセンターがあちこちにあってくれるといいなという風に思いました。

次の話になりますが、今年度けっこう高い点数を獲得しているところで、来年度はもうやらないと言っているところあつて、残念だと思ってこの表を見たんですけれども。まずはその話に入る前に、今の資料3-1、3-2について、質問やご意見はございませんでしょうか？

はい、よろしいようですので、次の議題に進みたいと思います。次は、「地域包括支援センターの業務受託法人公募について」になります。宜しくお願いします。

(事務局)

はい、続きまして、報告事項の(1)「新潟市地域包括支援センターの業務受託法人公募について」、ご説明をいたします。本市におきましては、介護保険事業計画の期間である3年ごとに地域包括支援センター業務の受託法人に対して、次期の期間についても受託の継続をするかどうかの意向確認を行っております。継続して受託を希望する場合は引き続き委託を行い、継続を希望しない場合や、今ほど説明した業務評価が一定の基準を下回った場合は、公募により法人を選定することとしております。今回6月に意向確認を実施した結果、30センターのうち、28センターにつきましては受託継続を希望する意向がございましたが、北区

の「葛塚・木崎・早通」圏域を担当する「地域包括支援センターくずつか」及び南区の「白南・白根第一」圏域を担当する「地域包括支援センターしろね南」については、継続を希望しないという意向がございました。このため当該2センターにつきましては、公募を実施し、新たな受託法人を選定する必要がございまして、現在この2圏域について公募を実施しているところでございます。資料4-1をご覧くださいと思いますが、新しい受託法人の開設準備期間を十分に取る必要があることから、ご報告が後になりましたけども、10月1日に市報に掲載いたしまして、10月の12日に公募説明会を実施させていただいたところです。現在その公募申請を受け付けておりまして、締め切りにつきましては10月末までとしております。11月に入りましてから、申請内容を基に我々事務局が審査書類にて評価した後、11月21日を予定しております第3回の本委員会におきまして、評価点数をお示しさせていただき、候補者の選定を行いたいと考えております。参考資料として4-2に今回公募いたしました「公募要領」を添付しておりますので、そちらの方を後ほどご覧いただければと思っております。なお、次回第3回での候補者の選定にあたりまして、利害関係のある方にはご退席をいただきますので、あらかじめご承知おきくださいますようお願いいたします。説明は以上です。

(柄澤委員長)

はい、ありがとうございます。市報に間に合うタイミングでの早めの広報が必要だということで、市報に掲載してこのように進むということについては、委員長として事前に承知しておりました。それで、公募の説明会への参加はどのぐらいあったか教えていただけますか？

(事務局)

3者お見えになりました。

(柄澤委員長)

それは、二圏域にまたがっているのか、どちらかだけに偏っているのか。

(事務局)

そのあたりの希望を同時にお聞きしたんですけども、実は1箇所偏っておりまして、実際には10月末が申請期限になるわけですけども、その際に今の1か所のところが他の圏域に希望が変わったり、両方に申請してくるということも可能ですので、今のところはそれに期待をしているところです。

(柄澤委員長)

わかりました。それぞれ、先ほどの点数を見ると100点のところと99点のところなので、本当に撤退されちゃうのは残念ではあるんですけども、なくなつては困るところなので、ぜひうまくいくといいなという風に思います。今はまずはそこを祈るような気持ちで待つしかないというところだと思います。

何か質問とか意見とかございますか？よろしいでしょうか。では、次回11月の会議では、

公募があったかどうかということと、その決定に至るというスケジュールになっております。

では、ここまでで予定したものについては話し合いが終わるのですが、全体を通して、これは言っておかなければならなかったということがございませんでしょうか？よろしいでしょうか。

では、本日の議事はここで終了となり、事務局へ進行をお返しします。

(事務局)

長時間に渡りご議論いただき、どうもありがとうございました。次回の開催につきまして、11月21日火曜日を予定していますので、よろしく願いいたします。お車でお越しの方につきましては、無料処理済みの駐車券をご用意しておりますので、お帰りなさいの際にお受け取りください。本日は誠にありがとうございました。